

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(2月7日午前6時まで)

■1 施設・店舗の利用時の証明書提示

多くの施設・店舗の利用の際、年齢や業種別に応じて定められている証明書の提示が必要となっています。

11月22日から、屋内の飲食店、劇場、映画館、博物館、ギャラリー、スポーツジム等は、「免疫者のみ」タイプと定められ、その他原則全ての施設・店舗等(交通機関、公共施設、教育機関、ショッピングセンター含む小売店、理髪店・エステ、カンファレンス、教会、屋外の飲食店等)は、「免疫者と非免疫者の混合」タイプとされました。ただし、「混合」タイプは、施設・店舗側が「免疫者のみ」タイプを選択する場合があります。各施設・店舗等では、各タイプに関連する証明書の提示が義務付けられており、業種によっては、更に細かい規定が設けられています(証明書の詳細等は、下記2、3をご参照ください)。

※なお、食料品店(スーパーマーケットを含む)、薬局、郵便局、公共電気会社(DEH)、公共水道会社(EYDAP)、ガソリンスタンド、ペットショップ、クリーニング店、タバコ店は上記措置の例外として、証明書提示は不要です。

■2 施設・店舗の「免疫者のみ」タイプと「免疫者と非免疫者の混合」タイプの必要証明書

施設・店舗のタイプ	年齢	提示すべき証明書
「免疫者のみ」タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1) ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) ※2月7日より(本来2月1日までの期限を悪天候のため延長)、18～59歳の当該証明書は、官報によると、強化接種を受けていない場合、2回で完了するワクチンの場合2回目接種完了から7か月経過後に、1回で完了するワクチンの場合(例: ジョンソン・エンド・ジョンソン)1回目接種から3か月後に無効とみなされる(60歳以上は、既に同措置が有効)。 ※接種完了者が感染した場合、当該証明書は、診断後14日間は一時無効とされ、15日目に再び有効とされる。 (2) 新型コロナウイルス治癒証明書(当初のPCR検査診断結果から14日以内に発行、90日間有効) ※証明書の有効期間は、以下のとおり ・2021年10月31日までに発行された証明書: 従来通り180日間有効。但し、最長2022年1月31日まで。 ・同年11月1日から12月4日までに発行された証明書: 90日間有効(当初診断はPCR検査からピッドテスト) ・同年12月5日以降: 90日間有効(当初診断はPCR検査結果に限る)
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可

「免疫者と非免疫者の混合」タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 <ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチン接種証明書(詳細は同上) (2) 新型コロナウイルス治癒証明書(詳細は同上) (3) 72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可

※4歳未満は証明書の提示義務は免除です。

■3 主な業種別の措置内容

業種	措置内容
公共交通機関・タクシー・自家用車	<p>■証明書の提示義務 郡外に移動する場合、「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書を提示(上記2のとおり)のワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可)</p> <p>■その他規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、バス、トラムなど <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務 ・鉄道、長距離バスは乗客85%まで ●乗用車、タクシー <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで ・9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで ・一子が親と同乗する場合は人数制限の対象外(成年の子の場合、身分証明書の提示義務) ・一介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 ●フェリー <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要 ご参考: 当館作成資料リンク https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf ●航空機(国内便) <ul style="list-style-type: none"> ・外国人等で、各種証明書が英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西語、露語)で記載されている場合は各会社が判断する ・乗客はマスク着用義務
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務、テレワーク義務は50%まで ・訪問は予約制 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで。参加者全員が免疫者の場合、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週2回のPCR検査かラピッドテストの義務を負う ・訪問者は、「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書を提示(上記2のとおり)のワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可)
民間企業(銀行等)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務は50%まで ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで。参加者全員が免疫者の場合、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週2回のPCR検査かラピッドテストの義務を負う ・訪問者は、「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書を提示(上記2のとおり)のワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可)
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒(幼稚園・小中高校・塾等) <ul style="list-style-type: none"> ・週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前24時間以内のセルフテストによる陰性証明を提示(免疫者と非免疫者を含む)。塾を除き、検査キットは無料配付される ●大学生 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプの証明書か、週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前24時間以内のPCR検査またはラピッドテストによる陰性証明を提示
遺跡、博物館、美術館、ギャラリー等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要(上記2のとおり)のワクチン接種証明書、又は新型コロナウイルス治癒証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・施設により入場の際、証明書の提示が求められる場合がある。 ●屋内・屋外の共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ観光は、他人との間隔は少なくとも1.5m(2㎡に1人まで)が保持される限り、可。

劇場、映画館等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要(上記2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・施設により入場の際、証明書の提示が求められる場合がある。
レストラン、カフェ、ナイトクラブ等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内・屋外共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ・立食の禁止 ・1テーブルにつき6人まで ・出入口からテーブルまでの間、店内での移動時にも客はマスク着用義務 ・従業員は二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務 ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプの証明書を提示(上記2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書の提示が必要(上記2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査カラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ・テイクアウェイの場合、店内で待たなければ証明書等の提示の必要はなし。
児童遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・付添人は、上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要 ・4歳～17歳は、入店前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可 ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・成年は、上記2の「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書の提示が必要 ・4歳～17歳は、入店前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可
競技場でのスポーツ観戦	<ul style="list-style-type: none"> ・上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要 ・4歳～17歳は、PCR検査カラピッドテストの陰性証明書、又は競技前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。ただし、非免疫者の未成年は観客数の5%まで。 ・観戦者数は収容人数の10%とし、上限人数は1,000人まで
スポーツジム	<ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要 ・4歳～17歳は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可
食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで)。ただし、食料品店では、9㎡に1人まで。 ・スーパーマーケットでは二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務。

小売店舗、ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・上記2の「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書の提示が必要(ワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又は PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ・アッティカ県(島しょ郡除く)、テサロニキ郡、パトラ市、イラクリオン市、ラリサ市、ボロス市、イオアニア市、トリカラ市においては、平日(月～金)の営業時間は、開始が午前10時、終了が任意で午後9時まで。
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・「免疫・非免疫者の混合」タイプの証明書の提示が必要(上記2のワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又は PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可)
カンファレンス・見本市	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・「免疫者のみ」タイプの証明書の提示が必要(上記2のワクチン接種証明書か、新型コロナウイルス治癒証明書、4歳～17歳はセルフテストでも可) ・カンファレンスは、最小限の参加者で、ライブストリーミング付き ●屋外(見本市等) <ul style="list-style-type: none"> ・ブース間の間隔は1m以上
パーティー等のイベント	禁止

【共通事項】

- (1) 屋内外ともにマスク着用義務。4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、着用義務を負わない。
- (2) 屋内・屋外、また「免疫者のみ」・「免疫者と非免疫者の混合」タイプの場を問わず、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで)。ただし、特により大きな間隔が規定されている場合もあり得る。
- (3) 施設・店舗等は、アルコール濃度70%以上の手指用消毒液を設置しなければならない。
- (4) 換気の奨励。冬季期間、暖房の使用によらず、室内の空気を定期的に入れ替えることが推奨される。概ね1時間に少なくとも10分だが、室内の面積及び人数により、より長時間換気が推奨される(10分～60分間)。可能なかぎりドア・窓を開け放しにしておき、トイレの換気は24時間、空調機の換気機能を最大限に活用し、メロ・バス等公共交通機関では、常時開け放しの窓を設ける。
- (5) 免疫証明書等に関しては、EU 諸国以外の第三国からの外国人は、書面で可。
- (6) 公共機関における無料ラピッドテストは、新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対してのみ実施する。